

平成 25 年度足立区防災会議 会議録要旨

日時

平成 26 年 3 月 20 日 (木) 15 : 30 ~ 16 : 15

場所

足立区役所本庁舎中央館 8 階災害対策本部室 (特別会議室)

出席者

- ・ 防災会議委員 62 名中、51 名出席
- ・ 傍聴 3 名

会議内容

- 1 開会 (司会 : 宇田川災害対策課長) (15 : 30 開始)
- 2 会長挨拶 (会長 : 近藤区長)
- 3 議事 (進行 : 近藤区長)

内容等

<p>【議事 1】 「足立区地域防災計画(平成 25 年度修正案)」について</p>	<p>議事資料 1「足立区地域防災計画(平成 25 年度修正案)について」に基づき、川口危機管理室長より修正目的、主な修正点及び修正要旨等を説明。 その後、近藤区長より質疑確認。 (質疑等なし) 議事 1 について承認。</p>
<p>【議事 2】 「足立区地域防災計画」修正の今後の方向性について</p>	<p>議事資料 2「足立区地域防災計画修正の今後の方向性について」に基づき、川口危機管理室長より区の主要災害対策、地域防災計画の次年度修正の基本的な考え方、主要検討事項及び防災会議の開催等について説明。 その後、近藤区長より質疑確認。 (質疑等なし) 議事 2 について承認。</p>

4 その他

- (1) 川口危機管理室長より災害対策本部図上訓練（平成 25 年 9 月 6 日（金）実施）及び総合防災訓練（平成 25 年 11 月 17 日（日）実施）について報告。
- (2) 近藤区長より防災会議委員へ依頼
 - 1) 防災会議委員各機関の職員や社員、利用者等にも「足立区防災ナビ」のダウンロードをすすめていただきたい。特に、区民だけでなく足立区を通過する帰宅困難者へも利用を広める必要があると思っている。ぜひ P R にもご協力いただきたい。
 - 2) 北千住駅周辺に設置する電子看板（デジタルサイネージ）について、災害時は N H K や災害情報を流していくが、平時は行政情報等を流す。消防団員募集や振り込め詐欺防止の P R など各機関の P R に、ひとつの媒体としてぜひご活用いただきたい。

5 閉会（司会：宇田川災害対策課長）（ 1 6 : 1 5 終了）

「足立区地域防災計画（平成 25 年度修正案）」について

1 平成 25 年度修正の目的

災害対策関連の法律改正に伴う項目等を中心に修正するとともに、経年の数値変化、組織改正、各関係機関からの修正意見等を踏まえた。

2 主な修正点及び修正要旨等

(1) 法改正等に伴う修正

ア 災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成や対策強化に向けた種々の項目が新設されたことについて

【追加・修正】災害時要援護者対策 震災対策編 P368

イ 多様な主体の参画による水防体制の充実を目的とした水防法の一部修正による、浸水想定区域内における指定施設などについて

【追加・修正】浸水対策 水防編 P14

(2) その他の主な修正

ア 世論調査等の結果を受けた普及啓発活動の強化について

【追加・修正】普及啓発活動の強化 震災対策編 P5

イ 震災時における避難・物流の課題となっている踏切の応急対策について

【新規】鉄道事業者による踏切対策 震災対策編 P177

ウ 防災センターや各種災害情報システムのリニューアルについて

【追加・修正】防災センターリニューアル 震災対策編 P260

エ 下水道局による液状化対策等事前対策の強化及び管きょ被害時の区との連携や広報等について

【追加・修正】ライフラインの事前対策及び広報 震災対策編 P278 他

オ 足立区災害時医療救護活動協議会及び同ワーキンググループについて

【追加・修正】災害時医療体制の強化 震災対策編 P290 他

カ デジタルサイネージ（災害用電子看板）の整備等について

【追加・修正】帰宅困難者対策の充実 震災対策編 P335 他

キ 大規模水害時の対策検討について

【新規】広域避難対策の検討 水防編 P15

ク その他経年等による修正事項 各編

【追加・修正】 新規協定締結機関、各種数値・データ・名称等、体裁

「足立区地域防災計画」修正の今後の方向性について

1 区における災害対策の今後の方向性

- (1) 普及啓発・訓練の強化（スタンドパイプ等の配備を含む）
- (2) 災害時要援護者対策の強化
- (3) 主要駅周辺の安全確保（帰宅困難者対策）
- (4) 建築物耐震化の促進
- (5) 老朽危険家屋対策
- (6) 細街路整備
- (7) 橋梁の耐震補強事業
- (8) 区立公園の防災対策設備設置
- (9) 密集市街地整備・不燃建物への建て替え促進

2 修正に係る今後の方向性

(1) 平成26年度の検討・修正に関すること

ア 基本的な考え方

法改正、国の各種協議会の検討状況（大綱・活動要領等）及び東京都地域防災計画修正状況等を勘案しつつ、平成25年度に引き続き修正意見の聴取及び協議等を行う。なお、修正版冊子の作成については、その協議の進捗等に応じて決定する。

修正を行う場合、編ごとの修正も視野にいれ、柔軟に行うこととする。

イ 主要検討事項

- (ア) 区民・地域の防災力向上
 - ・普及啓発（家庭内備蓄含む）防災教育などの強化
 - ・避難所における治安対策や女性等への配慮に関すること
- (イ) 防災まちづくり
 - ・防災施設の管理運営体制整備（新規配備の災害用トイレ等）
- (ウ) 応急対応力、情報・通信の確保、備蓄
 - ・受援計画に関すること
 - ・防災センターの見直し（災害情報の収集・分析・共有・提供等）
 - ・備蓄物資の効率的な管理
- (エ) 避難対策、要援護者対策
 - ・災害時要援護者対策（名簿・避難支援プランなど）、避難誘導、避難支援対策
 - ・町会・自治会組織による第一次避難所の自主運営定着に伴う支援体制の見直し
- (オ) 生活の早期再建
 - ・義援金、義援物品の募集や管理体制
- (カ) 風水害対策
 - ・竜巻の対策に関すること
 - ・大規模水害対策（広域避難）に関すること 等

(2) 防災会議の開催に関すること

対策検討の経過報告や修正の実施に関する協議等も含め、年度内2回程度の防災会議の開催を予定する。

修正ページ一覧【震災対策編】

	項目	修正ページ <small>修正は無いが冊子上必要なページを含む</small>	備考
1	表紙		
2	目次	第1部部分、第13章部分	目次-1、目次-12が修正ページ。なお、ページ数はもともと印字されていない
3	第1部 「足立区の防災力の高度化に向けて」	25、30	
5	第2部第1章 「足立区の基本的責務と役割」	40、41	
6	第2部第2章 「区民と地域の防災力向上」	44、45、46、47、51、53、55、56、57	P44は、A3片面、Z折
9	第2部第3章 「安全な災害に強い防災まちづくりの実現」	77、79、82、87、88、90、91、92、97、98、102、105、115、118、135	P77は、A3片面、Z折
18	第2部第4章 「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」	140、141、142、150、151、152、159、160、165、168、177、178、183、185	P140は、A3片面、Z折
25	第2部第5章 「津波等対策」	192、193	P192は、A3片面、Z折
27	第2部第6章 「応急対応力の強化」	205、214、227、228、232、245-2、245-3	P205は、A3片面、Z折 (修正は無い)
32	第2部第7章 「情報・通信の確保」	252、260、277～281-2	P252は、A3片面、Z折 (修正は無い)
35	第2部第8章 「医療救護・保健衛生等対策」	282、290、293、298、299、308、314、320	P282は、A3片面、Z折 (修正は無い)
42	第2部第9章 「帰宅困難者等対策」	324、335、341	P324は、A3片面、Z折 (修正は無い)
45	第2部第10章 「避難者対策」	356、357、358、364、365、366、367、368、368-2、368-3、383、384、385、393	P356は、A3片面、Z折
51	第2部第11章 「物流・備蓄・輸送対策の推進」	395、401、406、412、414	P395は、A3片面、Z折
55	第2部第12章 「放射性物質対策」	424(修正なし)	P424は、A3片面、Z折 (修正は無い)
56	第2部第13章 「住民の生活の早期再建」	435、441、453、454、455、456、472、473	P435は、A3片面、Z折
60	第6部「東海地震事前対策」 第5章「警戒宣言時の対応措置」	557	
61	管理表	577～586	表紙(裏面白紙)を含む
62	索引		「動物救護」の部分
63	奥付		印刷所部分記載必要

修正ページ一覧【震災対策資料編】

項目	修正ページ <small>修正は無いが冊子上必要なページを含む</small>	備考
1	表紙	-
2	目次	目次-1～目次-6
3	足立区の危険度	1～8、資8-2～資8-7 8-7は白紙調整ページ
4	協定一覧	14～17、17-2、17-3 17-3は白紙調整ページ
5	協定書(株式会社セレスポ)	80～83
6	協定書(東京土建一般労働組合足立支部)	104-2、104-3
7	協定書(東京都石油商業組合足立支部)	144-2～144-5 144-5は白紙調整ページ
8	協定書(第二次避難所)	173-2～173-5 173-5は白紙調整ページ
9	協定書(学校法人東京電機大学、株式会社東京マリアージュ)	187-2～187-7 各機関3ページずつ。
10	協定書(東京都トラック協会足立支部)	208～208-5
11	協定書(足立貨物運送事業協同組合)	215～216-5 216-5は白紙調整ページ
12	協定書(東京福祉バス株式会社)	221-2～221-5
13	協定書(栗駒電気工事株式会社)	221-6～221-8
14	協定書(株式会社大起エンゼルヘルプ)	221-9～221-11
15	協定書(パルシステム生活協同組合連合会、生活協同組合パルシステム東京)	221-12～221-14
16	協定書(一般財団法人海外産業人材育成協会)	221-15～221-17
17	防災区民組織一覧	222～233
18	区民消火隊一覧	234～237-3 237-3は白紙調整ページ
19	区民レスキュー隊一覧	238～240
20	消防団関係	241
21	災害時における住民の心得	242～245
22	不燃化・危険物一覧	246
23	津波による浸水被害	261
24	救出用資機材	263
25	消防力一覧	264
26	ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地、舟艇等の接岸可能地点	266
27	防災機関活動体制	273
28	病院一覧	308、309
29	一時滞在施設一覧	316
30	一時集合場所一覧	317～337
31	避難場所一覧	338～343
32	第一次避難所一覧、第二次避難所一覧	344～350、350-2、350-3 350-3は白紙調整ページ
33	足立区応急対策用物資備蓄場所一覧	359～363
34	備蓄物品一覧	364～369
35	受水槽・高架水槽・プール一覧	370～373
36	飲料水・ろ水機配備場所一覧	374～377
37	防災会議委員名簿	431、432
38	要請・連絡先一覧	438-2、438-3
39	奥付	

修正ページ一覧【水防編】

項目	修正ページ <small>修正は無いが冊子上必要なページを含む</small>	備考
1 表紙		裏面は白紙
2 目次	目次-1～目次-8	目次-1～目次-8
3 第2部「災害予防計画」 第1章「水害予防対策」	9、10、11、13、14、15、 23、24、25、29、32-2、 32-3 35～36 37～38 39、40、41 43、44	特別警報の基準掲載による枝番 32-2、32-3の増加。 「3 気象情報及び洪水予報連絡」 (1)気象情報伝達系統図 (2)洪水予報伝達系統図、「利根 川」、「江戸川」、「中川」 「綾瀬川」、「荒川」、「芝川・新芝 川」 「5 水防警報」、「中川」、「綾瀬
4 第3部「水防応急対策計画」 第2章「水防活動」	49	
5 水防資料編	78、79	河川の状況、重要水防箇所評定 基準
6 水防資料編	80～87-3	注意箇所一覧(87-2、87-3は枝番 ページ)
7 水防資料編	88～89	水防上注意を要する箇所、水門・ 樋管一覧
8 水防資料編	90～91	管内排水場一覧、排水場配置図
9 水防資料編	91-2～91-3	地下街等、要配慮者利用施設
10 水防資料編	92～95	足立区水防組織、水防倉庫及び 備蓄資機材一覧、土砂・土嚢保有 量一覧、土取場一覧
11 奥付		

	編	p	機関名 (項目名)	修正意見	対応
1	震	102	下水道局東 部第二下水 道事務所	<p>1 の 文言修正</p> <p><1>下水道管とマンホールの接続部における耐震化やマンホールの浮上抑制対策</p> <p><1>液状化によるマンホールの浮上抑制対策の推進</p>	意見どおり修正
2	震	102	下水道局東 部第二下水 道事務所	<p>アの 文章修正</p> <p>ア 下水道管とマンホールの接続部における耐震化やマンホールの浮上抑制対策等の液状化対策を進める。</p> <p>ア 液状化によるマンホールの浮上抑制対策を、緊急輸送道路などと避難所などを結ぶアクセス道路の他、ターミナル駅や災害復旧拠点などに対象を拡大して推進する。</p>	意見どおり修正
3	震	159	下水道局東 部第二下水 道事務所	<p>修正、 新規追加</p> <p>区と連携し、仮設トイレの設置が可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入れ体制について拡充していく。</p> <p>区と連携し、仮設トイレの設置が可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入れについて、連絡体制を明確にしていく。</p> <p><u>下水道施設が甚大な被害を受けた場合の下水道の使用制限・使用自粛の協力要請の手順を具体化する。</u></p>	意見どおり修正
4	震	165	下水道局東 部第二下水 道事務所	<p>新規追加</p> <p><u>中川水再生センターで、灯油単独から灯油・都市ガス併用型の発電機を導入し、燃料を多様化する。</u></p>	意見どおり修正
5	震	182	下水道局東 部第二下水 道事務所	<p>新規追加、 「ウ 下水道事 務所」の項目新 規追加、旧 「ウ」を「エ」 にする。</p> <p><u>下水道施設に甚大な被害があった場合、下水道使用制限・使用自粛の区民への協力要請を、区の広報媒体を利用するなどして周知する。</u></p> <p><u>ウ 下水道事務所</u></p> <p><u>(ア) 下水道管が広範囲にわたり被害を受けている場合や、ポンプ所・水再生センターの被害により揚水機能が確保できない場合等、暫定機能を確保するまでに長期間を要する場合は、局全体で実施する広報と並行して、区の広報媒体を通じるなどして下水道使用制限・使用自粛の協力要請を実施する。</u></p> <p><u>(イ) 暫定機能は確保しているが被災により通常量の流下機能が確保できていない、または通常の下処理ができていないため下水道への負荷軽減が必要な場合等は、区の広報媒体を通じるなどして下水道使用制限・使用自粛の協力要請を実施する。</u></p> <p><u>エ 工事現場</u></p>	意見どおり修正

編	p	機関名 (項目名)	修正意見	対応
6	震 278	下水道局東 部第二下水 道事務所	<p>の変更、 の新規追加</p> <p>下水道施設の被害及び復旧等の状況及び協力要請についての広報は、都 本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。</p> <p><u>広報内容は次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 下水道施設の被害状況</u> <u>イ 下水道使用制限・使用自粛の協力要請</u> <u>ウ 下水道施設の復旧状況</u> <u>エ その他広報活動が必要と判断したもの</u></p> <p><u>広報手段は次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 局ホームページ</u> <u>イ テレビやラジオ等の報道機関</u> <u>ウ 下水道使用制限・使用自粛の協力要請については、次のとおり</u> <u>(ア) チラシの戸別配布や緊急説明会の実施等局独自の手段</u> <u>(イ) 区に広報ネットワーク(防災無線、広報車等)の活用を依頼する。</u> <u>(エ) 水道局と相互に被害状況や地域への広報内容について調整する。</u></p>	意見どおり修正
7	震 364	下水道局東 部第二下水 道事務所	<p>の文言修正 の新規追加</p> <p>避難所等からの排水を受ける管きよについて、マンホールと管きよの接 続部分の耐震性の向上を進める。</p> <p>避難所等からの排水を受ける管きよについて、マンホールと管きよの接 続部分の耐震化を進める。</p> <p><u>避難所やターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶアクセス道路のマン ホールの浮上対策を進める。</u></p>	意見どおり修正
8	震 440	下水道局東 部第二下水 道事務所	<p>(1) 対策内容 と役割分担の区 (総務部[危機管 理室]、環境部) 5 8 修 正</p> <p><5>下水道用仮設マンホールトイレの設置体制の検討</p> <p><5><u>マンホール用仮設トイレ</u>の設置体制の検討</p> <p><8>災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)</p> <p><8>災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練・<u>し尿搬入訓練</u> 等)</p>	意見どおり修正

主要修正意見（抜粋）

参考資料2

編	p	機関名 (項目名)	修正意見	対応	
9	震	440	下水道局東部第二下水道事務所 (1) 対策内容と役割分担の都(下水道局)1の修正	<1>下水道管の耐震化 <1>下水道管及び水再生センター・ポンプ所の耐震化	意見どおり修正
10	震	441	下水道局東部第二下水道事務所 (2) 詳細な取組内容の区(総務部[危機管理室]、環境部)(カ)(キ)の修正	(カ) 今後、都(下水道局)と協議し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入体制や下水道用仮設マンホールトイレの設置体制を検討する。 (カ) 今後、都(下水道局)と協議し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入体制やマンホール用仮設トイレの設置体制を検討する。 (キ) し尿収集・運搬体制確保の具体的手段を検討する。 (キ) し尿収集・運搬・搬入の連絡体制についての具体的手段を、都(下水道局)と調整し整備する。	意見どおり修正
11	水	23	足立消防署 文言の追加	「第3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者(区長)の所轄の下に行動する。(水防法第5条3項)」 「第3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者(区長)の所轄の下に行動する(消防機関の水防部隊は、東京消防庁の指揮命令系統に基づいて行動する)。(水防法第5条3項)	意見どおり修正
12			江戸川河川事務所 意見	重要水防箇所および洪水予報伝達系統等の修正依頼。 (H25改正水防法に基づく、国(河川事務所)から区への基本系の伝達系統ができるため、次期修正時に注意必要)	平成25年度の東京都水防計画に基づき修正
13	資	254	荒川下流河川事務所 意見	P254他。高規格堤防として整備を行っている区間である「小台一丁目地区、宮城地区(みやぎゆうゆう公園)、千住地区(学びピア)」について、避難場所としての位置づけを検討いただきたい。	避難場所指定機関である東京都と協議していく。
14	水	14	荒川下流河川事務所 意見	H25年度改正水防法における大規模工場についての記載が必要と思われる。	意見に基づき修正。 28と修正箇所重複。
15	水	32	荒川下流河川事務所 意見	特別警報に関する記載が必要と思われる。	意見に基づき修正。
16	木	37	荒川下流河川事務所 意見	P37他。洪水予報伝達系統図、荒川洪水予報、重要水防箇所について更新を依頼。 (H25改正水防法に基づく、国(河川事務所)から区への基本系の伝達系統ができるため、次期修正時に注意必要)	平成25年度の東京都水防計画に基づき修正

	編	p	機関名 (項目名)	修正意見	対応
17	震	357	江戸川区	意見 収容人員への不足に対し、課題提起や解決の方向性が示されていない。	本文中「詳細な取組内容」には記載があるが、第10章第1節から4節までの課題や対策の方向性などに記載。
18	震	177	国土交通省 鉄道局	<p>鉄道踏み切り対策についての記載。 京成電鉄株式会社の前に、以下の記載を追加</p> <p><u>東日本旅客鉄道株式会社 東武鉄道株式会社</u> <u>震災時における北千住1丁目踏切及び伊勢崎線22号踏切にかかる対応については、以下の通りとする。</u> <u>ア 踏切の早期開放について</u> <u>(ア)当該踏切の遮断時は、列車が踏切の制御区間内で停止しているため、まずは安全を確認した上で、列車を踏切の制御区間外まで移動させ、早期に踏切を開放することを目指す。</u> <u>(イ)列車の移動が困難な場合は、早期に踏切の開放作業が可能な鉄道係員を派遣することを目指す。なお、状況により、同係員を派遣するまでには、相当の時間を要する場合も想定されることから、可能な限り、まずは迂回案内等を行う鉄道係員を派遣することなどにより、現場での混乱が生じないよう努める。</u> <u>イ 鉄道事業者間の連携</u> <u>(ア)踏切の開放にあたっては、安全を確保した上での早期開放に向け、情報共有を密にする等、可能な限り両事業者間で連携しながら作業を行う。</u></p>	国土交通省鉄道局による回答を受け修正。
19	震	472	地域のちから推進部	<p>文言修正・意見</p> <p>1行目「義援金品の募集・受付」を「義援金の募集・受付」に修正。 (記載内容が義援金についてであるため)</p> <p>14行目「委員会」を「東京都義援金配分委員会」に修正。 (東京都設置の義援金配分委員会であると考えられるため。また、区の義援金配分委員会は設置しないということか)</p> <p>15行目「義援金品の受付状況」を「義援金の受付状況」に修正。 (義援金は、地域のちから推進部担当、義援品は区民部担当となるため、 (2)詳細な取組内容の関係機関に区民部も必要になると思われる。調整依頼)</p>	<p>(1行目) 担当部に「区民部」を入れることとするが、義援金品双方の記載箇所として位置づけているため、双方の内容となるよう修正を行う。 (14行目) 被災地では被災自治体での配分委員会を設けた例もあり、現状のままとする。ただし、義援金・品の受入れから配分等については今後の検討課題とする。修正も検討の進捗に合わせて実施する。 (15行目) 上記の検討の中で方向性を整理したうえで修正していく。</p>
20	震	362	福祉部	意見 362-393にかかる「第二次避難所(福祉避難所)」について、「福祉避難所(第二次避難所)」か「福祉避難所」に標記を変えたほうがよい。	要望に対し今後検討。

編	p	機関名 (項目名)	修正意見	対応		
21	震	368	福祉部	意見	基本法の改正に伴う、要援護者名簿の記載について、追加する必要がある。特に名簿の提供機関と提供の根拠、漏洩の措置などについて記載を依頼する。	災害対策課案を、福祉部も構成メンバーである「災害時要援護者支援対策検討会」にて審議した。
22	震	378	福祉部		378-383について、「避難生活支援の実施主体」の担当が福祉部となっているが、福祉部は今後「災害時要援護者対策」を強化していかなければならず、負担が増大している。第一次避難所の担当を学校教育部にするよう検討・調整を依頼したい。または、調整する場がほしい。（第一次避難所指定施設は区内小中学校等教育施設が中心であり、学校教育部と各学校等施設間で災害時の調整が容易であると考えられること）	震災対策における第一次避難所の運営は現在町会・自治会などの自主運営が基本となっている。これに基づき行政側の体制を見直す必要もあると考えられるため、意見として聴取し、今後学校教育部を含む関係部と協議する。または、協議の場を設定する。
23	震	383	福祉部	意見	「【福祉施設以外の公共施設への収容】」について、「施設管理者は、『避難所運営本部』を設置し、『足立区避難所マニュアル』に準じて、管理・運営を行う」とあるが、「【福祉関連施設への収容】」では、避難所運営本部の設置についての記述がなく、唐突に「施設管理者（避難所運営本部長）」との記述が出てくるため、同様に「避難所運営本部の設置」についての記述の追加が必要と考える。その他、全体的に区（福祉部長・派遣職員）と施設管理者との役割、権限、責任範囲等が不明瞭であり、内容の検討が必要と考える。	第二次避難所の管理運営については、第一次避難所の運営体制を準用することになっているが、施設側との詳細な役割分担はまだ決まっていないのが実情のため、総合防災訓練等を通じて関係部とともに検討していく。
24	資	349	福祉部	意見	第二次避難所の受け入れ可能数について、面積だけの割り出しは実情とあっていないと思われるため、施設の状況に合わせて見直しが必要である。	現在、介助者やベットスペースなどを考慮し、一部施設に対し見直しを実施中。
25	震	299		第1 - 2 初動期の医療救護活動の対策内容と役割分担、足立区柔道接骨師会について文言を修正。	「 1 区から「災害時の救護活動についての協定書」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、薬剤師としての活動等を実施。」 「 1 区から「災害時における救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、 応急救護の実施及び衛生材料の提供等医療救護活動等に協力する。 2 救護所において行う応急救護は、 医師の指示により実施する。 」	意見どおり修正

	編	p	機関名 (項目名)	修正意見	対応
26	震	320	衛生部	<p>(3) 詳細な取組内容の各項目について修正</p> <p>各班の役割 修正なし</p> <p>ア 保健活動班 (ア) 被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。 (イ) 健康調査及び健康相談の実施と平行して、衛生・消毒班等の協力を得て、啓発及び保健指導、衛生指導を行う。 (ウ) 感染症の急速な蔓延を防止するため、感染症患者及び感染の恐れのある者を早期に発見・処置することを主眼として業務を行う。</p> <p>イ 衛生・消毒班 (ア)、(イ) 修正なし (ウ) 保健活動班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒を実施及び指導する。必要に応じて、衛生・消毒班に検査技師、その他必要と認める職員を加えた班編成をする。</p> <p>エ 削除 (ア) 削除 感染症対策 修正なし</p> <p>ア～エ 修正なし</p> <p>オ 保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、疫病調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。</p>	意見どおり修正
27	水	13	都市建設部・災害対策課	<p>H25年度改正水防法における修正。</p> <p>「平成17年の水防法の改正により」「平成17年及び平成25年度の水防法の改正により」</p> <p><u>「(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。ただし掲げる施設については、当該施設の所有者又は管理者から申し出があった場合に限る。」</u></p> <p><u>ア 地下街等</u></p> <p><u>イ 要配慮者利用施設</u></p> <p><u>ウ 大規模な工場その他の施設(ア又はイに掲げるものを除く)</u></p> <p><u>資料編(地下街等、要配慮者利用施設)参照</u></p> <p><u>2 区は、当計画に定めたア、イの施設の所有者又は管理者に対して浸水対策の必要性を伝えていくとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置に関する計画を作成するよう指導する。また、洪水予報等の伝達方法の整備を進める。」</u></p>	意見どおり修正 また、左記修正に伴い資料として「地下街等、要配慮者施設」を追加。

			機関名 (項目名)	修正意見	対応
28	水	p 25	都市建設部・災害対策課	<p>1 水防本部の設置基準 都市建設部長は、次の設置基準により、水防本部を設置する。 (1) 足立区に大雨、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき。 (2) 区内の河川に対して水防警報が発せられたとき。 <u>(3) 水防法第10条第3項又は第11条第1項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、都市建設部長が水災が発生するおそれがあると認めたととき。</u></p> <p>2 体制の連絡等 都市建設部長は、水防本部体制をとった時は、危機管理室長へ連絡する。 <u>連絡を受けた危機管理室長は、必要に応じて連絡体制をとる。</u> <u>被害発生の恐れがある場合、水防本部及び危機管理室は、緊密に連携し応急体制の検討を行う。</u></p>	意見どおり修正
29	水	p 92	都市建設部・災害対策課	<p>洪水予報に関する記載の追加とともに、水防本部体制上の危機管理室の関わりを追加。</p> <p>足立区水防本部組織図を足立区水防組織とし、水防管理者（区長）及び危機管理室長を追加。</p>	意見どおり修正
30	資	p 405	会計管理室	<p>意見</p> <p>資 p 405において、通常の組織上の名称（「出納部」を「会計管理室」）にしたほうが良い。または、それとわかるような記載が必要と思われる。</p>	<p>災害対策本部条例に「部を置き」とあるため、同条例施行規則上で「室」をおくことが現時点では出来ない。両部室が同じものであることを示す記載を入れること。また、他の理由で条例変更する際に「部、局、室を置く」ことができるよう修正を検討する。</p>